

不利益処分の内容	介護給付費等の支給決定の取消し		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害者又は障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の取消しは、法施行令第 14 条に掲げる事項を勘案する。具体的には、次に掲げる事項を審査し決定する。 (1) 支給決定に係る障害者等が、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。） (3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに法の規定による調査に応じないとき。 (4) 法の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。			

不利益処分の内容	自立支援医療（更生医療）の支給認定の取消し		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 特定障害者に対する特定障害者特別給付費及び特例障害者特別給付費の取消しは、次に掲げる事項を審査し決定する。 (1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。） (3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第 9 条第 1 項の規定による命令に応じないとき。 (4) 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに自立支援給付に関して必要な報告等の命令に応じないとき。 (5) 支給認定障害者等が申請に関し虚偽の申請をしたとき。			

不利益処分の内容	指定自立支援医療機関の指定の取消し等		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 68 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止は、法第 68 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲において行う。			

不利益処分の内容	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 特定障害者に対する特定障害者特別給付費及び特例障害者特別給付費の取消しは、次に掲げる事項を審査し決定する。 (1) 特定障害者が、特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 (2) 特定障害者が、支給期間内に、鳥取市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。			

不利益処分の内容	身体障害者福祉法による指定医師の指定の取消し		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法施行令第3条第3項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成30年4月1日		
<b>処 分 基 準</b> 身体障害者福祉法による指定医師の指定の取消しは、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときに、鳥取市社会福祉審議会の意見を聴いた上で行う。 ここで、「その職務を行わせることが不適當であると認められる事由」とは、次のような場合が挙げられる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師法第2条に定める医師の免許が取り消された場合</li> <li>2 罰金以上の刑に処せられた場合</li> <li>3 医師としての品位を損なうような行為があった場合</li> <li>4 その他医事に関し犯罪又は不正の行為があった場合</li> </ol>			

不利益処分の内容	身体障害者の措置の解除		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法第18条の3		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成18年10月1日		
<b>処 分 基 準</b> 身体障害者の措置の解除は、次に掲げる事項を審査し決定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の措置の解除              当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供する必要がなくなったとき。</li> <li>(2) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の措置の解除              当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供する必要がなくなったとき。</li> <li>(3) 短期入所の措置の解除              当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供する必要がなくなったとき。</li> <li>(4) 障害者支援施設等への入所措置の解除              身体障害者の援護を行う必要がなくなったとき。</li> </ol>			

不利益処分の内容	知的障害者の措置の解除		
根拠法令及び条項	知的障害者福祉法第 17 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
知的障害者の措置の解除は、次に掲げる事項を審査し決定する。			
(1) 居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援の措置の解除 当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供する必要がなくなったとき。			
(2) 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の措置の解除 当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供する必要がなくなったとき。			
(3) 共同生活介護、共同生活援助の措置の解除 当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供する必要がなくなったとき。			
(4) 知的障害者又はその保護者への知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導の解除 知的障害者又はその保護者への知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導の必要がなくなったとき。			
(5) 障害者支援施設等への入所措置の解除 知的障害者の援護を行う必要がなくなったとき。			

不利益処分の内容	児童の措置の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 33 条の 4		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 18 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
児童の措置の解除は、次に掲げる事項を審査し決定する。			
(1) 居宅介護、重度障害者等包括支援の措置の解除 当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供する必要がなくなったとき。			
(2) 障害児通所支援の措置の解除 当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な障害児通所支援を提供する必要がなくなったとき。			
(3) 短期入所の措置の解除 当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供する必要がなくなったとき。			
(4) 通告児童等への知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導の解除 通告児童等への知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導の必要がなくなったとき。			
変更日 令和 2 年 8 月 2 6 日			

不利益処分の内容	身体障害者入所費用等の徴収		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法第 38 条第 1 項		
担 当 課	福祉事務所障がい福祉課	処分権者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	入所費用等の徴収は、鳥取市社会福祉施設入所等措置費徴収規則により行う。		

不利益処分の内容	知的障害者の入所費用の徴収		
根拠法令及び条項	知的障害者福祉法第 27 条		
担 当 課	福祉事務所障がい福祉課	処分権者	福祉事務所長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	入所費用等の徴収は、鳥取市社会福祉施設入所等措置費徴収規則により行う。		

不利益処分の内容	障害児福祉手当の受給資格の喪失		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害児福祉手当の受給資格の喪失は、次の事項のいずれかに該当するに至ったときとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の区域内に住所を有しなくなったとき。</li> <li>2 本条ただし書に該当するに至ったとき。</li> <li>3 障害の程度が法施行令第 1 条第 1 項に掲げる障害の状態に該当しなくなったとき。</li> <li>4 20 歳に達したとき。</li> </ol>			

不利益処分の内容	障害児福祉手当の支給の制限		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害児福祉手当の支給の制限は、法第 20 条により行うが、法第 20 条に規定する「受給資格者の前年の所得」は法第 23 条の規定により法施行令第 8 条の規定により算定し、「政令で定める額」とは法施行令第 7 条に規定する額をいう。			

不利益処分の内容	障害児福祉手当の支給の制限		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>障害児福祉手当の支給の制限は、法第 21 条により行うが、同条に規定する「受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得」は、法第 23 条の規定により法施行令第 8 条の規定により、「政令で定める額」とは、法施行令第 8 条第 1 項の規定により準用する同令第 2 条第 2 項に規定する額をいう。</p>			

不利益処分の内容	障害児福祉手当の返還		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 22 条第 2 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 9 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>障害児福祉手当の返還は、法第 22 条第 1 項の規定により手当が支給された場合において、法第 22 条第 2 項各号に該当するときにそれぞれ当該各号に規定する手当でその支給された期間に係るものに相当する金額とする。</p>			

不利益処分の内容	不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 24 条第 1 項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 法第 24 条第 1 項に規定する「偽りその他不正な手段」とは次に掲げる場合とし、徴収する額は、支給した額の全部又は一部のうち、市長の定めた額とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師に不実の申立てをして、虚偽の診断書を作成させて手当の支給を受けた場合</li> <li>2 他人の名義を盗用して認定請求を行ったことにより手当の支給を受けた場合</li> <li>3 認定請求書に添付すべき戸籍抄本（謄本）、住民票を偽造し、又は記載事項を改変したことにより手当の支給を受けた場合</li> <li>4 所得等に関する市町村長等の証明書を偽造し、又は改変して使用し手当の支給を受けた場合</li> <li>5 受給資格の喪失事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合</li> </ol>			

不利益処分の内容	障害児福祉手当の不支給		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条（第 11 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 障害児福祉手当の不支給は、法第 11 条（第 3 号を除く。）各号に該当する場合で、その額は、全部又は一部のうち市長の定めた額とする。			

不利益処分の内容	調査拒否等による障害児福祉手当の支払の差止め		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条（第 12 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>調査拒否等による障害児福祉手当の支払の差止めは、法第 26 条において準用する法第 12 条の規定により、法第 35 条第 1 項の規定による次の届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現況の届出</li> <li>2 氏名変更の届出</li> <li>3 住所変更の届出</li> <li>4 受給資格喪失の届出</li> <li>5 死亡の届出</li> </ol>		

不利益処分の内容	障害児福祉手当の支払の調整		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条（第 16 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>障害児福祉手当の支払の調整は、法第 26 条において準用する法第 16 条の規定により、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 31 条を準用する。</p>		

不利益処分の内容	特別障害者手当の受給資格の喪失		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 2		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>特別障害者手当の受給資格の喪失は、次の事項のいずれかに該当するに至ったときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の区域内に住所を有しなくなったとき。</li> <li>2 本条ただし書に該当するに至ったとき。</li> <li>3 障害の程度が法施行令第 1 条第 2 項に掲げる障害の状態に該当しなくなったとき。</li> </ol>		

不利益処分の内容	特別障害者手当の支給の調整		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 4		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>特別障害者手当の支給の調整は、法第 26 条の 4 により行うが、本条中「政令で定めるもの」とは、法施行令第 10 条に規定する手当とする。</p>		

不利益処分の内容	特別障害者手当の不支給		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5（第 11 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	法第 26 条の「障害児福祉手当の不支給」の処分基準を準用する。		

不利益処分の内容	調査拒否等による特別障害者手当の支払の差止め		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5（第 12 条準用）		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	法第 26 条の「調査拒否等による障害児福祉手当の支払の差止め」の処分基準を準用する。		

不利益処分の内容	特別障害者手当の支払の調整		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5 (第 16 条準用)		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	法第 26 条の「障害児福祉手当の支払の調整」の処分基準を準用する。		

不利益処分の内容	特別障害者手当の支給の制限		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5 (第 20 条準用)		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	法第 20 条の「障害児福祉手当の支給の制限」の処分基準を準用する。		

不利益処分の内容	特別障害者手当の返還		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5 (第 22 条第 2 項準用)		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法第 22 条第 2 項の「障害児福祉手当の返還」の処分基準を準用する。</p>		

不利益処分の内容	不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5 (第 24 条準用)		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法第 24 条の「障害児福祉手当の不正利得の徴収」の処分基準を準用する。</p>		

不利益処分の内容	障害児通所給付費の支給決定の取消し		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 9		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>障害児の保護者に対する障害児通所給付費の支給決定の取り消しは、法第 21 条の 5 の 9 及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 25 条の 4 に掲げる事項を勘案する。具体的には次に掲げる事項を審査し決定する。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に当市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに児童福祉法の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) 児童福祉法の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>		

不利益処分の内容	身体障害者手帳の返還命令		
根拠法令及び条項	身体障害者福祉法第16条第2項		
担 当 課	障がい福祉課		
処 分 権 者	市 長	設 定 日	平成30年4月1日
<p><b>処分基準</b></p> <p>身体障害者手帳の返還命令の基準は、以下に掲げる法令等の基準により決定するものとする。</p> <p>○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） （身体障害者手帳の返還）</p> <p>第16条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、<u>身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。</p> <p>(2) <u>身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。</u></p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならない。</p> <p>4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>（診査及び更生相談）</p> <p>第17条の2 市町村は、<u>身体障害者の診査及び更生相談</u>を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</p> <p>二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</p> <p>三 前二号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p> <p>2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第一号又は第二号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。</p> <p><b>別表</b>（第四条、第十五条、第十六条関係）</p> <p>一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの</p> <p>1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの</p> <p>2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの</p> <p>3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの</p> <p>4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの</p> <p>二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの</p>			

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 19 条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

- 2 保健所長は、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うことができる。
- 3 保健所長は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童（身体に障害のある 15 歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。）につき、同法第 16 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

○鳥取市身体障害者障害程度認定に関する要綱（平成 30 年 4 月 1 日制定）

○鳥取市身体障害者手帳障害程度の再認定に関する要綱（平成 30 年 4 月 1 日制定）

不利益処分の内容	精神障害者保健福祉手帳の返還		
根拠法令及び条項	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第45条の2第3項 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律施行令第6条		
担当課	障がい福祉課		
処分権者	市長	設定日	平成30年4月1日
<p><b>処分基準を設定しない理由</b></p> <p>法令又は規則等の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は、不要である。</p> <p>関係法令等</p> <p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123条） （精神障害者保健福祉手帳）</p> <p>第45条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、<u>申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは</u>、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（精神障害者保健福祉手帳の返還等）</p> <p>第45条の2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、<u>前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは</u>、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 <u>都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第二項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。</u></p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第三項の認定について準用する。</p> <p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）</p> <p>第6条 <u>法第45条第2項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第3項に規定する障害等級に該当する程度のも</u>とする。</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。</p>			

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの